別記第２号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）			契約の相手方を選定した理由	摘要
				ごみ種	単位	単価		
総務部 財産活用課	本庁舎等塵芥処理業務	令和8年3月23日	一般財団法人札幌市環境事業公社 札幌市中央区北1条東1丁目4番地1	一般ごみ（１㎥当たりの重量が250キログラム以下のもの）	１㎥	6,000	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第７条では、「市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ってはならない。」ことが規定されている。 事業系廃棄物の収集等の許可を札幌市から受けているのは当該法人のみであり、他に代替性のないものであるため、選定するもの。 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1（2）	単価契約
				粗大ごみ（１㎥当たりの重量が250キログラム以下のもの）	１㎥	6,000		
				一般ごみ及び粗大ごみのうち１㎥当たりの重量が250キログラムを超えるもの	１kg	31		
				資源化ごみ	１㎥	5,150		